

## 港区立特別養護老人ホーム白金の森の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人奉優会（以下「乙」という。）は、令和4年4月1日に締結した「港区立特別養護老人ホーム白金の森の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第51条の規定に基づき、次のとおり変更協定を締結し、令和6年10月1日から適用する。

### 1 原協定に次を加える。

#### 第11章 自主事業

##### （自主事業）

- 第54条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用負担において、自主事業を実施することができる。
- 2 乙は、自主事業を実施する場合には、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲乙協議する。
  - 3 甲は、乙が自主事業を実施するにあたって、別途自主事業の実施条件等を定めることができる。
  - 4 乙は、乙が実施した自主事業の収支を明らかにした書類を、毎月終了後、翌月の10日までに甲に提出しなければならない。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年10月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号  
港区長 清 家 愛

乙 世田谷区駒沢一丁目4番15号 真井ビル  
社会福祉法人 奉優会  
理事長 香 取 寛